

前橋市住生活基本計画 概要版

令和 8 年 3 月



1 計画策定の背景・目的

少子高齢化が進み、価値観やライフスタイルが多様化する中で、人々が安全に、安心して暮らし、真の豊かさを享受できる社会を築いていくことが求められています。

住宅施策においては、「住生活基本法」に基づき、「量」から「質」への転換を図るとともに、今後はこれまでに蓄積されてきたインフラや住宅ストック等の居住環境を最大限に活用し、各人のライフスタイルに適した住宅を確保できる持続可能な社会の実現が求められています。

本市においても、市民のニーズに応じた良質な住宅の供給や、市営住宅や空き家等の住宅ストックの有効活用、誰もが安心して住まいを確保し、暮らせるまちづくりが必要とされています。

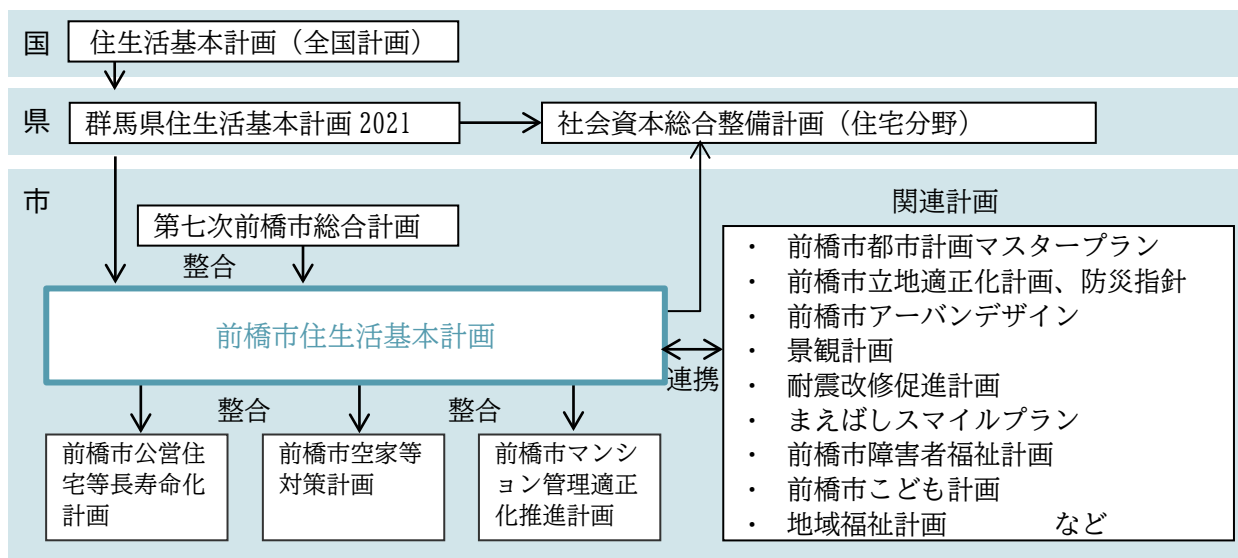
以上のことから、昨今の社会経済情勢や国における住宅政策の動向等を把握し、住生活基本法に基づく群馬県住生活基本計画との整合を図りつつ、本市の特性に応じた総合的かつ計画的な住宅施策を推進するために、前橋市住生活基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

前橋市住生活基本計画は第七次前橋市総合計画を上位計画とする住宅部門の基本計画です。

また、「都市計画マスタープラン」などの関連計画、群馬県の住宅計画等とも連携を図っていくものです。

◇計画の位置づけ



3 計画期間

本計画は10年間で推進を図るものとし、計画期間は令和8年度から令和17年度とします。

なお、適正な進行管理を行うとともに必要により見直しを図るものとします。

4 住宅政策における課題の整理

人口の課題

- 1 子育て世帯への良好な住宅の供給
- 2 高齢者・障害者が安心できる住まいの環境づくり
- 3 外国人の安定した住まいの確保

ストックの課題

- 4 持ち家ニーズに応じた住宅整備の支援
- 5 賃貸住宅による居住支援体制の強化
- 6 空き家の発生予防・適切な管理・流通促進
- 7 市営住宅の適切なストック・設備の維持管理・環境への配慮
- 8 分譲マンションの維持・管理

まちづくりの課題

- 9 多様な居住ニーズへの対応
- 10 コミュニティの形成・醸成
- 11 災害リスクへの備えの促進

5 基本理念・基本目標

市民のウェルビーイング(地域幸福度)を高め、前橋市の成長と新たな魅力や特色を創出していくためには、一人ひとりが個性や能力を育み、自分らしい暮らしを実現できる場として、本市が持つ多様な居住環境の魅力を活かしていくことが重要です。そのため、本計画の基本理念を以下のように設定します。

多様な価値観を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる住まい・まちづくり

改定の視点1

未来に暮らしを
継承するために

基本目標1 未来に向けて持続可能な住まい・まちづくり

- 子育て世帯の住宅支援を充実します。
- 空き家の発生を未然に防ぎ、適切な管理・活用を進めます。
- 環境負荷の少ない住まい方への転換を促進します。
- 住宅団地の再生を図ります。
- 市営住宅の計画的な改修及び更新により、適切な維持管理を図ります。
- 立地適正化計画の居住誘導区域内への居住を促進します。

改定の視点2

安全・快適な住ま
いのために

基本目標2 暮らしの質を高める住まい・まちづくり

- 住まいに対する多様な希望に応える住宅支援を行います。
- 分譲マンションの適切な維持・管理を促進します。
- 災害に対し、安心・安全に暮らせる環境づくりに取り組みます。
- 住まい・住まい方の多様性を確保し、愛着の持てる住環境を形成します。

改定の視点3

共に暮らせる社会
のために

基本目標3 すべての人が共生する住まい・まちづくり

- 住宅確保要配慮者に対する居住支援を進めます。
- 高齢者や障害のある方が自分らしく暮らせる住まいの整備を図ります。
- コミュニティの形成や、市民活動に対する支援を図ります。

6 施策体系

多様な価値観を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる住まい・まちづくり

課題1
子育て世帯への
良好な住宅の供給

課題2
高齢者・障害者が
安心できる住まい
の環境づくり

課題3
外国人の安定した
住まいの確保

課題4
持ち家ニーズに
応じた住宅整備
の支援

課題5
賃貸住宅による
居住支援体制の
強化

課題6
空き家の発生予防、
適切な管理、流通
促進

課題7
市営住宅の適切な
ストック・設備の
維持管理・環境へ
の配慮

課題8
分譲マンションの
維持・管理

課題9
多様な居住ニーズ
への対応

課題10
コミュニティの
形成・醸成

課題11
災害リスクへの
備えの促進

基本目標

1

未来に向けて持続可能な
住まい・まちづくり

重点

基本方針

1-1 子育て世帯が安心して暮らせる
住環境の形成

1-2 空き家対策の推進と利活用の促進

1-3 環境に配慮した住宅・住環境の形成

1-4 住宅団地の再生

1-5 公的住宅の計画的整備と有効活用の推進

1-6 土地利用の適正化

基本目標

2

暮らしの質を高める
住まい・まちづくり

重点

基本方針

2-1 住み続けられる良質な住まいの供給促進

2-2 分譲マンションの適切な管理の促進

2-3 災害に対応した住宅・住環境の整備

2-4 地域特性を活かした愛着の持てる
住環境の形成

基本目標

3

すべての人が共生する
住まい・まちづくり

重点

基本方針

3-1 すべての市民が安心・快適に暮らせる
住まいの確保

3-2 高齢者等の安全・安心な暮らしの支援

3-3 市民の協働による持続可能な住環境の形成

基本施策	具体的施策（主なもの）
1-1-1 子育て世帯に配慮した住宅支援	・ 特定公共賃貸住宅の有効活用
1-1-2 子育てしやすい住環境の整備と住まいの 情報提供	・ 市営住宅建替時の子育て支援施策の検討
1-2-1 空き家の改修による再生活用の推進	・ 空き家活用リフォーム補助金
1-2-2 空き家の流通促進	・ 空き家バンク事業 ・ 空き家等利活用ネットワーク
1-3-1 環境負荷に配慮した快適な住まいの形成	・ 住宅リフォーム補助金 ・ 家庭用ゼロカーボン推進補助金
1-4-1 住宅団地開発地のオールドタウン化対策	・ 住民による団地再生の取り組みへの支援
1-5-1 市営住宅の計画的な整備及び建替・用途廃止 の推進	・ 公営住宅等長寿命化計画の推進 ・ PPP/PFI による建替事業
1-5-2 市営住宅の空き住戸の有効活用	・ 市営住宅の目的外使用による活用
1-6-1 コンパクト・プラス・ネットワークまちづくり の推進	・ 居住誘導区域内での建築に対する補助の検討 ・ 人口減少社会に対応した土地利用のあり方検討

基本施策	具体的施策（主なもの）
2-1-1 既存住宅の改善による良質な住宅ストックの形成	・ 住宅リフォーム補助金
2-2-1 区分所有者の主体的な管理組合の運営の促進	・ マンション管理セミナー等の開催
2-2-2 分譲マンションの管理適正化・再生支援	・ 前橋市マンション管理適正化推進計画の推進
2-3-1 住宅の耐震化の促進	・ 木造住宅耐震診断者派遣事業
2-3-2 災害に対応した住環境の整備	・ 生活道路後退用地整備事業
2-4-1 中心市街地における賑わいのある住環境の形成	・ アーバンデザイン改修支援補助金
2-4-2 地域の魅力を生かした移住・定住促進及び住宅確保	・ 移住支援金・移住相談等
2-4-3 景観計画にもとづく魅力ある景観形成の推進	・ 景観形成基準の適合審査の実施

基本施策	具体的施策（主なもの）
3-1-1 住宅確保要配慮者への居住支援強化	・ 住まいの総合相談機能の整備
3-1-2 市民のセーフティネットとしての公的住宅の供給	・ 市営住宅の入居要件緩和の検討
3-1-3 多様な世帯を支える空き家の活用	・ 空き家活用リフォーム補助金（再掲）
3-1-4 外国人が安心して暮らせる住環境の形成	・ 外国人のための前橋市リビングガイドの周知
3-2-1 高齢者及び障害者などの自立した生活への支援	・ 居住サポート住宅の供給促進
3-2-2 高齢者及び障害者の身体機能の状況にあわせた 安全・安心な生活の確保	・ サービス付き高齢者向け住宅の供給 ・ 市営住宅のグループホームへの活用
3-3-1 市民活動への支援	・ 市民活動に関する学習講座の開催 ・ 景観アドバイザーの派遣

7 基本目標の実現に向けた施策の内容

基本目標

1

未来に向けて持続可能な住まい・まちづくり

基本方針 1-1 子育て世帯が安心して暮らせる住環境の形成

1-1-1 子育て世帯に配慮した住宅支援

市営住宅については、適正な管理による低廉な住宅の確保・提供に加え、子育て世帯等の入居要件の緩和について検討します。

また、多様な住まい方・働き方や住まいの子育て対応を踏まえ、空き家活用リフォーム補助金における子育て世帯への加算措置等を進めます。

さらに、物価高騰による負担増に対応するため、省エネ住宅の新築や改修に活用できる国の補助制度を活用し、子育て世帯の住宅取得やリフォームにおける費用負担の軽減を図るとともに、ひとり親世帯には住居を移転するために必要な資金の貸付けを行います。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 市営住宅の管理	建築住宅課
● 市営住宅の入居要件緩和の検討【新規】	建築住宅課
● 特定公共賃貸住宅の有効活用	建築住宅課
● 住宅リフォーム補助金	建築住宅課
● 空き家活用リフォーム補助金	建築住宅課
● 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（転宅資金）【新規】	こども支援課

1-1-2 子育てしやすい住環境の整備と住まいの情報提供

子育て世帯が安心して暮らせる住環境の形成に向けて、市内の空き家の活用の促進や、市営住宅等の建替時には、若年・子育て世帯への住まい・生活サービスの提供、多世代交流が可能な環境整備等を検討します。

また、子育て世帯を対象とした国の住宅関連事業や県営住宅の「子育て支援住宅」など、住まいに関する情報提供を広く行うとともに、住まいの総合相談機能を整備し、分野横断的に適切に支援へつなぐことができる体制づくりを進めます。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 市営住宅建替時の子育て支援施策の検討【新規】	建築住宅課
● 住まいの総合相談機能の整備【新規】	社会福祉課

基本方針 1-2 空き家対策の推進と利活用の促進

1-2-1 空き家の改修による再生活用の推進

空き家の管理及び活用を促進するため、空き家に関する既存の補助制度の見直しを行うことで利用しやすさを高め、制度の周知を図ります。

また、市街地において、空き店舗を含む遊休不動産を所有するオーナーに対して、店舗の開業や住宅等への転用に伴うリノベーション改修工事費の助成等を行うことで多様な世帯の入居や活用の可能性を高めます。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 空き家活用リフォーム補助金（再掲）	建築住宅課
● 空き家バンク家財処分補助	建築住宅課
● 老朽空き家解体補助	建築住宅課
● まちなか遊休不動産リビルド支援補助【新規】	にぎわい商業課
● まちなか開業支援補助金【新規】	にぎわい商業課

1-2-2 空き家の流通促進

市民や移住希望者が空き家の情報をわかりやすく取得できるよう、市内の空き家情報を収集し一元化することで空き家の円滑な流通を促進し、空き家所有者と利用希望者との適切な結び付けを図ります。

また、不動産業者との連携による空き家の相談支援事業等を行います。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 空き家バンク事業	建築住宅課
● 空き家等利活用ネットワーク【新規】	建築住宅課
● リノベパートナー登録制度【新規】	にぎわい商業課

基本方針 1-3 環境に配慮した住宅・住環境の形成

1-3-1 環境負荷に配慮した快適な住まいの形成

住宅環境の向上を図るため住宅リフォームによる補助を行うとともに、高効率給湯器、蓄電池設備、太陽光発電設備等、家庭における新エネルギー・省エネルギーの普及促進を図ります。

市営住宅においては共用部分の照明の LED 化を図ることで、省エネルギー化を進めます。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 住宅リフォーム補助金	建築住宅課
● 家庭用ゼロカーボン推進補助金	環境政策課
● 市営住宅における共用部照明の LED 化【新規】	建築住宅課

基本方針 1-4 住宅団地の再生

1-4-1 住宅団地開発地のオールドタウン化対策

将来にわたり持続可能な団地を形成するため、いわゆるオールドタウンにおいては、住民による団地再生に向けた主体的な取り組みを支援するとともに、市営住宅団地の再生事業等に合わせて、若年世帯向け住宅整備、生活利便機能の充実を進めることで、子育て世帯や若年層の入居を促進し、多世代が共に暮らせる環境を形成します。

住民や民間事業者等との官民連携によって進めることで、地域の力を引き出し、多様な人々がそれぞれのライフステージに合わせた暮らしやライフスタイルを実現できる持続可能な団地再生を図ります。

具体的な取り組み・事業	担当課
● PPP/PFI による建替事業【新規】	建築住宅課
● 住民による団地再生の取り組みへの支援【新規】	建築住宅課

基本方針 1-5 公的住宅の計画的整備と有効活用の推進

重点

1-5-1 市営住宅の計画的な整備及び建替・用途廃止の推進

今後、耐用年限を迎え、更新が必要となる住棟の増加が見込まれることから、市営住宅の整備計画である「前橋市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化を図るとともに、適切な更新や集約・再編を進めます。

建替については官民連携手法の積極的な導入検討により、良質な公共サービスの提供や地域活性化など、住環境の向上を図ります。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 公営住宅等長寿命化計画の推進【新規】	建築住宅課
● PPP/PFI による建替事業（再掲）【新規】	建築住宅課

1-5-2 市営住宅の空き住戸の有効活用

高齢者の増加や多様化する居住ニーズに対応するため、空き住戸については入居制度の見直しや目的外使用の導入など、地域課題への対応につながる活用策を推進し、市営住宅の有効活用を図ります。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 市営住宅の目的外使用による活用【新規】	建築住宅課
● 市営住宅の入居要件緩和の検討（再掲）【新規】	建築住宅課

基本方針 1-6 土地利用の適正化

1-6-1 コンパクト・プラス・ネットワークまちづくりの推進

高齢化と人口減少の進行を見据え、都市機能の集約と郊外部の自然やコミュニティを生かした土地利用を進め、持続可能な都市構造への転換を図ります。

公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進し、ライフステージの節目において前橋市立地適正化計画で設定している居住誘導区域内での居住を促すとともに、支援制度等を検討することで、調和のとれた土地利用と効率的な都市運営を目指します。

また、移住を希望する世帯に対しても、まちなかの魅力やコンパクトなまちづくりの考え方を伝え、居住誘導区域内への居住を促進します。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 居住誘導区域内での建築に対する補助の検討【新規】	建築住宅課
● 人口減少社会に対応した土地利用のあり方検討【新規】	都市計画課

暮らしの質を高める住まい・まちづくり

基本方針 2-1 住み続けられる良質な住まいの供給促進

2-1-1 既存住宅の改善による良質な住宅ストックの形成

リフォームの補助について、所有者がより利用しやすいように制度の見直しを検討します。
また、既存の住宅ストックを長期的に活用できるよう、建物所有者に対するリフォーム意識の普及啓発を図ります。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 住宅リフォーム補助金（再掲）	建築住宅課
● 住生活関連情報の提供・相談支援の充実【新規】	建築住宅課

基本方針 2-2 分譲マンションの適切な管理の促進

2-2-1 区分所有者の主体的な管理組合の運営の促進

分譲マンションの管理組合の理事や管理に関心の高い区分所有者を対象とした専門家による分譲マンション管理に関するセミナーや講習会などの開催、マンションが抱える管理上の課題や取り組みなどを同じ立場で情報交換できるような管理組合間の交流の支援などにより、区分所有者の主体的な管理組合の運営の促進を図ります。

具体的な取り組み・事業	担当課
● マンション管理セミナー等の開催	建築住宅課
● 分譲マンションの管理組合間の交流の促進	建築住宅課

2-2-2 分譲マンションの管理適正化・再生支援

マンション管理計画認定制度の普及や「前橋市マンション管理適正化推進計画」の推進を通じて、市内分譲マンションの計画的な管理を促進するとともに、管理不全マンションの予防や再生支援に取り組めます。

また、分譲マンションの維持・管理、計画修繕など管理組合の運営全般に対する日常的な相談体制や具体的なアドバイスを行う専門家の派遣など円滑な管理組合活動のための支援体制の充実を図ります。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 前橋市マンション管理適正化推進計画の推進【新規】	建築住宅課
● マンション管理計画認定制度の普及促進【新規】	建築住宅課
● 分譲マンション管理相談体制の整備	建築住宅課
● 専門家の派遣	建築住宅課
● 分譲マンション登録制度	建築住宅課

基本方針 2-3 災害に対応した住宅・住環境の整備

2-3-1 住宅の耐震化の促進

前橋市耐震改修促進計画に基づき、住宅の所有者が自らの問題として耐震化に取り組むことができるよう、旧耐震基準の木造住宅を対象に耐震診断・耐震改修を行いやすい環境整備や情報発信、負担軽減への支援制度の活用と充実を総合的に推進します。

また、耐震化に関する市民の取り組みが円滑に進められるよう、適切な専門家等による相談体制の充実を図ります。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 木造住宅耐震診断者派遣事業	建築指導課
● 木造住宅耐震改修訪問相談事業	建築指導課
● 木造住宅耐震改修費等補助事業	建築指導課

2-3-2 災害に対応した住環境の整備

地震や火災などの災害時に安全を確保でき、延焼にも強い住環境を形成するため、住民による自主防災の取り組みを支援するとともに、旧市街地など住宅が密集する地域において、耐震性・耐火性に優れた建物への建替を誘導することで防災性向上を図ります。

また、基盤未整備なまま成長してきた市街地においては、最低限必要な道路整備及び都市基盤の整序など安全・快適な住環境の整備を誘導します。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 生活道路後退用地整備事業	建築指導課
● 市街地再開発事業	市街地整備課
● 優良建築物等整備事業	市街地整備課
● 土地区画整理事業による道路等の公共施設整備及び家屋移転	区画整理課
● 狭あい道路整備等促進事業の推進	道路建設課・建築指導課
● 既成市街地における防災インフラの整備【新規】	道路建設課
● 避難路、延焼遮断帯の確保【新規】	道路建設課
● 防災アドバイザーによる自主防災訓練支援【新規】	防災危機管理課
● 訓練経費補助金【新規】	防災危機管理課

基本方針 2-4 地域特性を活かした愛着の持てる住環境の形成

重点

2-4-1 中心市街地における賑わいのある住環境の形成

中心市街地では前橋市アーバンデザインの理念に基づき、建築物や街路、オープンスペースの調和を図り、良好な市街地住宅の提供や屋内外のつながり促進による賑わい創出を図ります。

また、改修やリノベーション支援、遊休不動産の活用を通じて住宅や店舗の創出を進め、多様な住まい方や働き方に対応した居住環境を整備します。あわせて、学生への家賃補助などにより若者のまちなか居住を促進し、地域コミュニティの活性化を促進します。

さらに、中心市街地は、前橋市歴史的風致維持向上計画において、歴史的風致重点区域「厩橋地区」と位置づけており、前橋らしい街並みや歴史的な情緒がこれ以上損なわれることのないよう重点的に維持向上を図るとともに、都市整備に配慮します。

景観計画では、広瀬川に架かる厩橋から久留万橋までの河畔を「広瀬川河畔景観形成重点地区」と位置づけており、心地よい空間の創出と現代的で落ち着いた景観を形成します。

具体的な取り組み・事業	担当課
● アーバンデザイン改修支援補助金【新規】	市街地整備課
● まちなか遊休不動産リビルド支援補助金（再掲）【新規】	にぎわい商業課
● まちなか開業支援補助金（再掲）【新規】	にぎわい商業課
● リノベパートナー登録制度（再掲）【新規】	にぎわい商業課
● 学生向けまちなか居住促進事業【新規】	にぎわい商業課
● 前橋市歴史的風致維持向上計画の推進【新規】	都市計画課

2-4-2 地域の魅力を生かした移住・定住促進及び住宅確保

都市と自然が程よく調和した本市の特性を活かし、移住・定住総合サイトにおいて市の魅力を発信するとともに、ライフスタイルに応じた多様な住まい方を実現できるよう、移住希望者への相談体制や情報提供を図ることで移住・定住を促進します。

また、空き家のリフォーム支援などを通じて住宅確保を支援し、関係分野との連携により生活基盤の安定を図ることで、移住者が安心して暮らし続けられる住環境の形成を推進します。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 空き家活用リフォーム補助金（再掲）	建築住宅課
● 老朽空き家解体補助（再掲）	建築住宅課
● 空き家バンク家財処分補助（再掲）	建築住宅課
● 定住促進に向けた分野横断的制度周知【新規】	建築住宅課
● 移住・定住総合サイト等による魅力発信【新規】	広報ブランド戦略課
● 移住支援金【新規】	広報ブランド戦略課
● 移住コンシェルジュによる移住相談等【新規】	広報ブランド戦略課
● 新規参入者定着支援事業補助金【新規】※新規就農を伴う移住者への家賃補助	農業委員会事務局

2-4-3 景観計画にもとづく魅力ある景観形成の推進

地域の特性を十分に活かし、市民が愛着を持って住み続けたいくなる良好な景観の保全・育成に向け、景観計画に基づく景観形成の誘導を図ります。

また、市民の景観形成に向けた意識啓発を図るとともに、景観形成重点地区の指定など市民の主體的な景観形成への取り組みを支援します。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 景観形成基準の適合審査の実施	都市計画課
● 景観アドバイザーの派遣	都市計画課
● 生垣づくり奨励金	公園緑地課

基本方針 3-1 すべての市民が安心・快適に暮らせる住まいの確保

3-1-1 住宅確保要配慮者への居住支援強化

民間賃貸住宅の市場において、誰もが適切に住宅を確保できるよう、住宅部門と福祉部門、不動産事業者など地域関係者の連携・協働により居住支援協議会を運営し、定期的な情報共有やネットワーク強化を進めます。

また、居住支援協議会が住宅確保要配慮者の居住に関する入居前の相談から退去時にかけての支援を円滑に行うことで、安定した住宅確保につなげます。

さらに、セーフティネット住宅への登録に対する家主の不安を解消するため、家賃債務保証の活用や福祉サービスとの連携強化を図ります。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 居住サポート住宅の供給促進【新規】	建築住宅課
● セーフティネット住宅の登録促進【新規】	建築住宅課
● サービス付き高齢者向け住宅の供給	建築住宅課
● 家賃債務保証等活用の検討【新規】	建築住宅課
● あんしん賃貸支援事業（群馬県）の周知	建築住宅課
● 住まいの総合相談機能の整備（再掲）【新規】	社会福祉課

3-1-2 市民のセーフティネットとしての公的住宅の供給

経済的な理由から適切な住まいを確保できない市民の生活を支えるセーフティネットとして、市営住宅を有効に活用できるよう、収入超過世帯の退去を促すなど適正な管理を行い、必要とする市民の入居機会の公平性を確保します。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 市営住宅の管理（再掲）	建築住宅課
● 市営住宅の入居要件緩和の検討（再掲）【新規】	建築住宅課

3-1-3 多様な世帯を支える空き家の活用

空き家について、防災、防犯、地域活性化の面から必要な改修費の助成に加え、子育て世帯に対してはリフォーム補助の加算措置を講じるなど、多様な世帯の入居促進につながる支援を進めます。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 空き家活用リフォーム補助金（再掲）	建築住宅課
● 老朽空き家解体補助（再掲）	建築住宅課
● 空き家バンク家財処分補助（再掲）	建築住宅課
● あんしん賃貸支援事業（群馬県）の周知（再掲）	建築住宅課

3-1-4 外国人が安心して暮らせる住環境の形成

外国人住民が地域で安心して暮らし、快適に生活できるよう、住宅の賃貸契約や日常生活に関わる情報を多言語で提供します。

また、相談窓口を開設し、今後増加していくことが想定される外国人の相談体制を整備します。こうした取り組みを通じて、文化や言語の違いを越えて共に暮らしを支える環境づくりを進めます。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 外国人相談窓口の開設【新規】	文化国際課
● 外国人のための前橋市リビングガイドの周知【新規】	文化国際課
● 日本語学校への情報提供【新規】	文化国際課
● 公民館等での理解促進事業【新規】	文化国際課

基本方針 3-2 高齢者等の安全・安心な暮らしの支援

3-2-1 高齢者及び障害者などの自立した生活への支援

居住サポート住宅の供給により日常的な生活で求められる福祉的なサポート等の強化を図ります。

また、住み慣れた住まいで自立した生活を継続できるように、身体機能や障害に応じた補助設備や住宅改造等の内容や必要な助成に関する情報提供を図ります。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 居住支援協議会の運営、相談支援体制の構築（再掲）【新規】	建築住宅課
● 居住サポート住宅の供給促進（再掲）【新規】	建築住宅課
● 住宅リフォーム補助金（再掲）	建築住宅課
● 介護保険住宅改修	介護保険課
● 重度身体障害者（児）住宅改造費補助制度	障害福祉課
● 緊急通報システム事業	長寿包括ケア課

3-2-2 高齢者及び障害者の身体機能の状況にあわせた安全・安心な生活の確保

住宅部門と福祉部門が連携し、高齢者の身体状況に応じた居住ニーズに対応できるよう、民間事業者と協力してサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。

また、認知症等の精神的な障害を抱えた高齢者及び障害者が安全・安心に共同で生活を送ることができるよう、市営住宅の空き住戸などに民間活力を活用した高齢者等のための住まいの供給を促進します。

具体的な取り組み・事業	担当課
● サービス付き高齢者向け住宅の供給（再掲）	建築住宅課
● シルバーハウジングの管理	建築住宅課
● 市営住宅のグループホームへの活用	建築住宅課

基本方針 3-3 市民の協働による持続可能な住環境の形成

3-3-1 市民活動への支援

いつまでも快適に住み続けるため、住まい周りの住環境の向上に向けた自主的な取り組みの必要性について普及啓発を図るとともに、継続的に市民主体のまちづくり活動が行えるよう、活動費の助成や専門家の派遣等を行います。

具体的な取り組み・事業	担当課
● 市民活動に関する学習講座の開催	市民協働課
● 景観アドバイザーの派遣（再掲）	都市計画課
● 花のあるまちづくり奨励事業	公園緑地課

8 計画推進に向けた進捗管理

本計画で掲げた目標を実現するためには、施策・事業等を着実に推進していく必要があります。
そのため、計画の成果指標に基づき進捗状況を把握・評価し、適切な見直しを行います。

◇成果指標

目標	指標名称	現状値	目標値
基本目標1	住宅・住環境について困っていないと答えた子育て世帯の割合	21.2% (令和7年)	上昇
	空き家率	4.6% (令和5年)	現状維持※
	一定のエネルギー対策	40% (令和5年)	46%
	市営住宅の管理戸数	5,380戸 (令和7年4月)	4,800戸※
基本目標2	マンション管理組合の実態把握の割合	—	100%※
	住宅の耐震化率	83.8% (令和6年)	95.0%※
	住宅改修の実施率	4.1% (令和5年)	5%
	移住関連事業を通じて移住した人数(年間)	191人 (令和5年)	191人※
基本目標3	暮らしやすいと思う市民の割合	86.5% (令和5年)	上昇
	居住支援法人数	6法人 (令和7年12月前橋市 居住支援協議会設立時)	20法人
	高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(一定のバリアフリー化率)	43% (令和5年)	75%

※関連計画を根拠とする成果指標については当該計画の目標年の値(本計画は令和17年)

前橋市住生活基本計画 概要版

令和8年3月 策定

編集・発行：前橋市 都市計画部 建築住宅課

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

電話 027-898-6833
